

「多摩市ＬＥＤ照明器具借上」に係る公募 型プロポーザル募集要領

令和 8 年 10 月
多摩市役所

内容

1.	事業概要	3
2.	参加資格要件	6
3.	全体スケジュール	8
4.	参加申込み等の手続き	9
5.	質問の受付及び回答	12
6.	審査方法及び基準	13
7.	審査結果の通知.....	15
8.	その他留意事項.....	15

1. 事業概要

(1) 件名

多摩市 LED 照明器具借上

(2) 目的

本市は、令和 12(2030)年までのカーボンハーフ達成及び令和 32(2050)年までの二酸化炭素排出実質ゼロの実現に向け、市有施設の照明設備の LED 化を計画的に進めている。一方で、現在も多くの施設で蛍光灯照明が使用されており、水俣条約等に伴う一般照明用蛍光ランプの製造・輸出入の廃止により、今後は調達や維持管理が困難になることが見込まれる。

このため、未 LED 化施設の照明設備について計画的かつ効率的に更新し、施設の適切な維持管理等を図るとともに、民間事業者の技術力やノウハウを活用しながら早期の LED 化及び財政負担の平準化を実現するため、本事業を実施する。

(3) 業務内容

別紙1「多摩市 LED 照明器具借上」標準要求書のとおり

(4) 履行場所

市が指定する公共施設(別紙2「LED 化対象施設一覧」のとおり)

(5) 照明器具の種類及び数量

別紙3「(参考)既設照明一覧表」に記載する。なお、「(参考)既設照明一覧表」については、市ホームページには掲載せず、参加決定した者に別途送付する。一覧には、既設照明器具の数、種類等を記載する。

※本一覧表は提案金額算出の基礎となる参考資料である。提案書提出後、受注者となった事業者が行う現地詳細調査の結果、照明器具の種別および数量の変更が生じる可能性がある。この場合、契約金額の調整を協議するものとする。

(6) 契約方式

賃貸借契約

※地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 214 条に基づく債務負担行為とする。

※本事業で賃貸借した LED 照明器具については、賃貸借期間終了後、本市に無償譲渡されるものとする。

(7) 事業期間

① 準備期間

契約締結日(令和9年3月予定)から令和 10 年9月 30 日まで

※本期間内に、以下を終えること

- 契約締結後の現地詳細調査及び設計
- 機器調達・更新工事及び調整
- 器具交換した場合は、旧照明器具の撤去処分
- 完了検査

② 賃貸借期間

賃貸借開始日から5年間(60ヶ月)

※ 賃貸借開始時期については、一括開始または随時開始を含め、受注者の提案に基づき市と協議の上決定する。ただし、賃貸借に伴う支払い開始は令和10年10月を予定しており、令和15年9月の支払いをもって終了することを想定している。

※受注者は、賃貸借期間開始を待たずに、施工した照明器具の仮使用を認めること。また、仮使用にあたっては、その使用料等を求めないものとする。

(8) 契約目途額

総額 298,360 千円(諸経費、消費税等を含む)

なお、その内訳は施設群ごとに設定した以下の額を超えないこととする。

施設No.1	25,300 千円
施設No.2	55,520 千円
施設No.3～5、9～10	67,800 千円
施設No.6～7、16～28	59,180 千円
施設No.8	26,230 千円
施設No.11～13	18,940 千円
施設No.14	3,270 千円
施設No.15	13,440 千円
施設No.29	2,750 千円
施設No.30	11,460 千円
施設No.31	2,360 千円
施設No.32	5,150 千円
施設No.33	6,960 千円

※ 本金額は、詳細調査、設計、機器調達、更新工事及び調整・撤去処分・賃貸借期間中の保守費・金利・動産総合保険料等、本事業の実施に要する一切の費用を含む、総額とする。

※ 契約目途額は契約金額や予定価格を示すものではない。

※ この金額を上回る提案は無効とする。

(9) プロポーザル方式を採用する理由・導入効果

① 採用理由・公募型とした理由

本事業の目的を実現するためには、環境配慮等の視点や民間事業者の技術力やノウハウを取り入れながら実施していく必要がある。また、LED 化に向けて照明の設置箇所箇所や点数等を特定する必要があるが、時間的制約等からその調査も含めて本事業の対象とする。については、調査が確実かつ迅速に行われるような体制を組むことができるかについて評価する必要がある。金額面だけでなく、これらの点についても評価するためプロポーザル方式を採用する。

加えて、公募によることで、多くの事業者の参加を促進し、潜在的な事業者の掘り起こしや事業者の参加機会の確保等を期待する。

② 導入効果

本件により期待できる主な効果は以下のとおりである。

(ア) LED 照明に切り替えることで、温室効果ガス排出量ならびに消費電力量の削減が期待できる。

(イ) 設計段階から民間事業者に担わせることで、その優れたノウハウを活かし、事業費・事業期間の圧縮が期待できる。

(10) 支払条件

賃貸借開始日より月末に元利均等払い

(11) 実施方法

事業者選定は、公募型プロポーザル方式とし、あらかじめ事業の内容及び参加資格などを告示し、提案書の提出を希望する者から参加表明書、提案書などの提出を求め、提案内容の審査および評価を行い、選定した業者を多摩市指名業者選定委員会に推薦するものとする。

2. 参加資格要件

参加者は、リース役割を担う事業者(以下「リース事業者」という。)単独又はリース事業者を含めた複数の事業者の共同体(以下「グループ」という。)とし、グループの場合は、提案書提出時に全構成員を明らかにすること。なお、グループの場合であっても本市との賃貸借契約はリース事業者が受注者となつて行うものとする。また、各構成員は次の役割を分担するものとする。

- ① リース役割 契約等諸手続を行い事務遂行全般の責を負う。
- ② 調査役割 現地調査に関する業務を実施する。
- ③ 施工役割 器具更新作業に関する業務を実施する。
- ④ 維持管理役割 器具の維持管理に関する業務を実施する。
- ⑤ その他の役割 上記①～④以外の本事業に必要とされる業務を担う。

※1 グループの代表者は、リース事業者とする。

※2 各役割(リース役割を除く。)は、複数事業者での構成も可とする。

※3 一事業者が複数の役割を兼ねることも可とする。

※4 一事業者が複数のグループの構成員となることはできないものとする。

リース役割を担う事業者は、次の(1)①～⑤、(2)に掲げる要件を全て満たすものであることとし、⑥施工役割を担う事業者は、(1)⑥を満たすものであることとする。

(1) 基本要件

- ① 東京電子自治体共同運営の電子調達サービスにおいて、多摩市への入札参加資格を有していること。
- ② 地方自治法施行令(昭和23年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であり、多摩市の契約案件において、過去3年間、同法施行令第167条の4第2項の規定に該当しない者。
- ③ 申し込み時点・参加決定通知時点で、多摩市指名停止処分を受けていないこと。
- ④ 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続きの申し立て、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号の規定による暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他を含め使用していない者であること。また、法人の役員又は使用人が、暴力団又は暴力団員等との関与があると認められないこと。

- ⑥ 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)に規定の電気工事業の建設業許可を有し、かつ、特定建設業許可を有していること。

(2)実績要件

過去3年以内に、国または地方公共団体が発注した同種の公共施設照明器具LED化賃貸借事業についての実績を有すること。

3. 全体スケジュール

令和8年	10月13日	告示、公募開始(公式ホームページ)
	10月14日	参加表明書受付開始
	11月6日	参加表明書提出期限
	11月9日	参加決定通知
	11月中頃～	ウォークスルー調査※
	12月上旬	
	12月1日	質問受付開始
	12月9日	質問書提出期限
	12月18日	質問書回答
	12月21日	提案書受付開始
令和9年	1月7日	提案書の提出期限
	1月22日	審査委員会による第一次審査(書類選考)
	1月25日	第一次審査結果通知
	2月12日	審査委員会による第二次審査(プレゼンテーション)
	2月19日	指名業者選定委員会へ審査結果の報告
	2月下旬	第二次審査結果通知、最適受託候補者等を公表(公式ホームページ)
	3月	仕様書の調整、契約締結

※参加にあたり、施設内照明の設置状況について一定程度、視察できるよう、ウォークスルー調査の期間を設定します。日程調整の方法等、詳細は参加決定通知とあわせてお知らせします。なお、実施は任意とし、実施の有無はその後の審査に影響しないものとします。

4. 参加申込み等の手続き

(1) 募集要項の配布

多摩市公式ホームページよりダウンロード

<https://www.city.tama.lg.jp/shisei/jigyosha/keiyaku/yotei/1021461.html>

※郵送や窓口での配布は行わない。

(2) 参加表明書等の提出期限

令和8年 11月6日(金)午後3時必着

※理由を問わず、提出期限の延長は行わない。

(3) 参加表明書等の提出書類

① 参加表明書(様式1)

リース事業者名で提出すること。

② 参加事業者概要(様式2)

③ 事業実績調書(様式3)

2(2)に関する実績を記載すること。また、実績が分かる書類(契約書)等の写し(表紙のみで可)を添付すること。

(4) 参加決定通知

参加申込書を提出した業者について、プロポーザルの参加資格要件を満たしているか否かについて審査する(ここでは採点はしない)。参加資格がある業者については参加決定通知と(参考)既設照明一覧表を令和8年 11月9日(月)に発送する。なお、参加資格要件を満たさないと判断した者には、その旨の通知書を送付する。

(5) 参加決定後の辞退

参加表明書提出以降に辞退する場合は、様式4「辞退届」を提出すること。なお、辞退による応募者(構成員を含む)への不利益は生じない。

(6) 提案書等の提出期限

令和9年1月7日(木)午後3時必着

※理由を問わず、提出期限の延長は行わない。

(7) 提案書等の提出方法

(ア) 「(8) 提出書類一覧表」のとおりまとめること。

(イ) 企画提案書は、A4判・片面印刷とし、10 ページ以内(様式任意)で作成するものとする。ただし、参加者は、図表その他の表示の都合によりA4

判での作成が不適當であると判断する場合においては、当該箇所についてA3判を使用することができる。その場合において、当該A3判は折り込み等によりA4番と同一サイズとなるよう加工したうえで、提案書に綴じ込むものとする。また、ページ数の上限の算定にあたっては、A3判1枚をA4番2ページに換算して計算するものとする。

(ウ) 提案書の文字サイズは12ポイント以上とする。ただし、図表等についてはこの限りではない。

(エ) 写真、イラスト、図面等を用いてわかりやすい表現に努めること。

(オ) 1者1提案とすること。

(8) 提出書類一覧表

次に掲げる書類のうち、「⑤既設照明・提案照明一覧」を除く、①～⑥の各書類とも紙媒体により、原本1部と審査用7部を提出すること(1部ごとにフラットファイルに綴じて提出すること)。なお、審査用については、社名やロゴマーク等、参加事業者が特定できる情報を一切記載しないこと。「⑤既設照明・提案照明一覧」については、A4ファイルに綴じて1部提出し、あわせて電子データをファイル形式は.xlsx形式でDVD-ROMにて提出すること。

順番	提出書類の名称	様式	規格等
①	表紙	任意	・ 所在地、商号又は名称を明記すること
②	企画提案書	任意 A4 10枚以内 (片面)	・ (9)企画提案書の内容の順番に沿って、その内容について記載すること ・ 審査委員が審査する際に評価しやすいよう、審査基準にあわせてまとめること
③	グループ構成表	様式5	・ グループの構成員を全て明らかにし、各々の役割分担を明確にすること。
④	委任状	様式6	・ 本事業における手続き等の権限に関して、応募者の各構成員からグループ代表者への委任状を提出すること。 ・ 各構成員の間で取り交わされた覚書の写しを添付

			すること
⑤	既設照明・提案照明一覧表	任意	・ 提案照明の仕様等を記載すること ・ 提案照明は、既存照明の仕様に応じ選定すること ・ 提案照明は、原則として既設照明と同位置、同台数を前提とし、台数を減らすことは提案時には認めない
⑥	削減効果一覧表	様式7	・ すべての対象施設の LED 化が完了した場合の電気使用量、従量電気料金及びCO2排出量の値を記載することとする。
⑦	提案価格表	様式8	・ 1(8)契約目途額の範囲内とすること

(9) 企画提案書の内容

- ① 事業者の体制・実績
- ② 設置器具に関する提案
- ③ 調査・設計・交換計画に関する提案
- ④ 事業スケジュール
- ⑤ 維持管理、保証、メンテナンス体制、その他物品保守に関する提案
- ⑥ 市内事業者の参画者数、担当役割に関する提案
- ⑦ 環境配慮

(10) 提出方法

4(2)(6)の期日までに事務局へ持参(土日祝日を除く)又は郵送(書留郵便に限る)にて提出すること。持参する場合は、持参する旨の事前連絡を電話により行うこと。郵送する場合は、提出期限内に必着とし、提出期限内に電話により到着状況の確認をすること。なお、本市は郵送事故等により提出期限までに届かない場合の責任は負わない。

(11) 提出先及び問い合わせ先

多摩市企画政策部行政管理課行政管理担当

(住所) 〒206-8666 多摩市関戸六丁目 12 番地1

(電話) 042-338-6948

(担当者名) 多摩市 企画政策部 行政管理課 行政管理担当 萩生田

(メールアドレス) fm_tama@city.tama.tokyo.jp

5. 質問の受付及び回答

(1) 提出方法

件名を「【法人名】多摩市 LED 照明器具借上に関する質問」とし、様式9「質疑書」により、4(11)のメールアドレス宛に提出すること。なお、電話・FAX による質問は受け付けない。また、本実施要領・要求水準書に関する内容以外の質問は受け付けない。

(2) 提出期限

令和8年12月9日(水) 午後5時必着
理由を問わず、提出期限の延長は行わない。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、質問者の名称等を伏せたうえで、令和8年 12月18日(金)に、参加者に一覧化したうえで通知する。

6. 審査方法及び基準

(1) 選定方法

公式ホームページ等を通じて、プロポーザル(企画提案)参加希望者の公募を行い、企画提案等の内容を含めて総合的に評価を行い、受託候補者を選定する。

(2) 審査方法

受託候補者の選定に関する審査は、「多摩市 LED 照明器具借上に係る受託候補者審査委員会設置要領」に基づき設置された審査委員会にて行う。

(3) 審査委員会の構成

審査委員会の委員構成は以下の通りとし、事務局は行政管理課とする。

委員長	環境部長
副委員長	企画政策部資産活用担当課長
委員	環境部地球温暖化対策担当課長 企画政策部施設保全課長 協創推進室次長

※審査委員に不当接触した者又は接触しようとした者は失格とする。

(4) 審査の進め方

受託事業者選定に関する審査は、「多摩市 LED 照明器具借上に係る受託候補者審査委員会設置要領」に基づき設置された審査委員会にて、事業者の提案(書類及びプレゼンテーション等)を審査することで行う。

審査は、初めに参加資格を有しているかについて、参加表明書等の提出書類に対しての参加資格審査を行う。次に、参加資格審査に合格した参加事業者に対して、第一次審査(書類審査)を実施し、続いて第二次審査(プレゼン審査)を実施する。

① 参加資格審査

法人の財務状況等について、市が指定する資料の提出を受け、書類審査を実施する。なお、参加資格審査において運営状況、財務状況が不適格とみなされた事業者は参加資格がないものとし、今後の審査に参加できない。

参加資格審査に合格した参加事業者に対して、参加決定を通知する。参加決定の通知をもって、本プロポーザルへの参加を認めることとする。

② 第一次審査(書類審査)

参加資格要件を満たした参加者から提出された提案書等について、書類選考を行う。書類審査の参加者には、第一次審査結果を送付する。

③ 第二次審査(プレゼンテーション審査)

第一次審査通過者から提案書に基づくプレゼンテーションを受け、併せてヒアリング(審査委員会からの質疑応答)を行った上で審査項目に対して点数をつける。

第二次審査の得点は、審査基準書に基づき審査委員 1 人につき、50 点満点で評価した得点の平均点とする。第一次審査の得点と第二次審査の得点を合算した総合得点(150 点満点)により順位付けを行い、受託候補者及び次席者を選定する。

開催日時等は以下とする。

(ア) 開催日時・場所

令和9年2月12日(金)に多摩市役所内での実施を予定している。詳細は第一次審査通過者に通知する。

(イ) 所要時間

プレゼンテーション 20 分以内

ヒアリング 20 分以内(入退室の時間含む)

(ウ) その他

- プレゼンテーション及びヒアリングは非公開とし、その他事項は別途通知する。
- プロジェクター、スクリーン以外のプレゼンテーション用の機材は必要に応じ参加事業者が用意することとする。
- 参加者は、説明者を含め4人までとし、いずれも参加者に所属する者のみとする。
- 公平性を期すため、プレゼンテーション資料の中には、社名やロゴマーク等、参加事業者が特定できる情報を記載しないこと。加えて、第二次審査当日の出席者も名札や社章等を外した上で審査に臨むこと。
- その他、審査の詳細は、別紙5「多摩市LED照明器具借上」に関する審査方法と審査基準」を参照すること。

④ 審査結果の通知方法等

審査結果は、各審査の対象となったすべての参加事業者文書により通知する。なお、各審査の通知日は、3全体スケジュール記載の日を予定している。

(5) 審査項目・評価基準等

別紙5「多摩市 LED 照明器具借上」に関する審査方法と審査基準」に記載する。

7. 審査結果の通知

第一次審査については、参加事業者へ令和9年1月 25 日(月)に文書で通知する。

第二次審査については、参加事業者へ令和9年2月下旬に文書で通知する。

※最適受託候補者と次席者については事業者名等を公式ホームページに公表する。

8. その他留意事項

① 費用負担

本プロポーザルに関するすべての書類作成および提出に係る費用は、応募者の負担とする。

② 提出書類の取扱い・著作権

提出された書類は返却しないものとする。なお、提出された書類については本事業の審査以外の目的には使用しない。提出書類の著作権は、契約締結前にあっては、それぞれの応募者に帰属するが、契約締結時点で本市に帰属するものとする。また、提出された書類は、選考作業に必要な範囲等において複製する場合がある。

③ 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護され第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。

④ 情報公開

提出書類について多摩市情報公開条例(平成12年多摩市条例第53号)第5条に基づく開示請求があったときは、同条例第7条各号に規定する非公開情報を除き、公開することがある。

⑤ 本市からの提供資料の取扱い

本市が提供する資料は、本プロポーザルに係る検討以外の目的で使用してはならない。

⑥ 1参加者の複数提案の禁止

参加者は、1つの提案しか行うことができない。

⑦ 複数の応募者の構成員になることの禁止

1応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることはできない。

⑧ 構成員の変更の禁止

応募者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合、本市と協議を行い、本市がこれを認めたときはこの限りでない。

⑨ 提出書類の変更の禁止

提出した書類の変更はできない。なお、提出書類について後日参考資料を求めることがある。

⑩ 虚偽の記載の禁止

応募申込書又は提案書に虚偽の記載をした場合は、応募申込書及び提案書を無効とする。